

令和4年度

# 天理市学童保育所

## 入所案内&しおり



みんなの笑顔を咲かせるために

一般社団法人

天理市学童保育連絡協議会

天理市別所町261-3

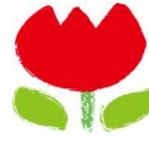
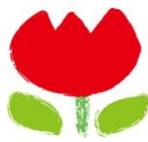
TEL 0743-63-6909

FAX 0743-63-6909

令和4年度学童の利用を希望される場合は、この案内&しおりをよくお読みいただき、期間内に申し込みをしてください。

なお、申請書類に不備・不足がある場合は、受付が出来ない場合があります。

利用申込に際しては、申請書関係書類を揃えて各学童保育所へ提出してください。



### 天理市内学童保育所紹介

- 丹波市第一学童保育所(63-1939)  
天理市丹波市町180番地  
学校内教室施設
- 丹波市第二学童保育所(62-9188)  
天理小学校児童  
天理市丹波市町163番地の1  
丹波市小学校に隣接施設
- 前裁第二学童保育所(62-1730)  
天理市前裁町341番地7  
学校に隣接施設  
(地域により第一から第四に分かれます)
- 柳本学童保育所(66-3827)  
天理市柳本町1213番地  
学校内施設
- 朝和第一・第二学童保育所(66-3321)  
天理市成願寺町412番地4  
学校隣接施設  
(地域により第一から第三に分かれます)
- 樺本学童保育所(65-0999)  
天理市樺本町2426番地1  
学校内敷地施設
- 朝和第三学童保育所(67-0076)  
天理市成願寺町420番地  
学校内教室施設  
(地域により第一から第三に分かれます)
- 山の辺学童保育所(62-1131)  
天理市別所町380番地  
学校内敷地施設
- 前裁第一・第三学童保育所(63-4084)  
天理市富堂町294番地  
学校より徒歩3分の施設  
(地域により第一から第四に分かれます)
- 前裁第四学童保育所(62-6002)  
天理市前裁町329番地  
学校内教室施設  
(地域により第一から第四に分かれます)
- 二階堂第一学童保育所(64-4746)  
天理市二階堂南菅田町640番地1  
学校内敷地施設  
(地域により第一から第二に分かれます)
- 二階堂第二学童保育所(64-1620)  
天理市二階堂南菅田町640番地1  
学校内教室施設  
(地域により第一から第二に分かれます)
- 井戸堂第一学童保育所(62-8485)  
天理市西井戸堂町399番地3  
学校より徒歩2分の施設  
(地域により第一から第二に分かれます)
- 井戸堂第二学童保育所(63-1414)  
天理市西井戸堂町301番地  
小学校内敷地施設  
(地域により第一から第二に分かれます)

## 目的・運営及び入所対象(資格者)

- ・保護者の労働等により放課後及び長期休暇における、留守家庭児童の健全育成を目的としています。
- ・運営は、天理市から委託を受け一般社団法人天理市学童保育連絡協議会が中心となり指導員・保護者と共同で運営を行います。
- ・入所対象(資格)者は、保護者が労働等により昼間常に不在となる天理市内在住家庭の児童。(就労証明書等の提出が必要)
- ・保護者は学童の運営に協力、参加して頂いています。  
必要に応じて「保護者会」を行います。クラブの行事子ども達の様子等大切な事を話し合います。  
必ず出席ください。保護者全員が何らかの係を担当しています。

## 開所日

毎年度4月1日～3月31日の毎週月曜日～土曜日までの日とする。ただし、次の各号に定める日は閉所日とします。

- (1)日曜日及び国民の祝日
- (2)夏期休日 8月13日～15日、冬期休日 12月29日～1月3日
- (3)気象警報発令等により学校が休校となった日
- (4)その他、学校行事等で開所できない日

## 開所時間

平日	下校時～18時	短縮授業の日も同様
土曜日	8時～18時	
夏・冬・春休み	同上	創立記念日・休日登校代休等も同様

★延長保育:18時から19時延長保育対応(別途延長保育利用申請書の提出及び延長保育料金必要)

## 利用料金及び諸経費

口座引き落とし(当月分の引き落としは、当月10日)

- 利用料金 [月額] 5,000円/人  
・同一世帯から2名以上の児童が入所の場合、2人目以降は月額2,500円/人  
・母子・父子家庭及び生活保護世帯は減免
- おやつ代 [月額] 1,200円/人  
クラブ費 [月額] 300円/人  
市連協会費 [月額] 500円/世帯  
★その他傷害保険料,別途必要

### ①減免申請について

下記に該当される場合は、学童保育利用料金の減免申請をすることにより学童保育利用料金・延長保育料金を減免されます。減免対象の保護者は、各クラブまたは天理市学童保育連絡協議会事務局でお尋ねの上、手続きをお願いします。封書で提出ください。(毎年提出必要)

※減免対象の保護者の方は、申請がないと減免されません。

- |                   |                        |
|-------------------|------------------------|
| (1)生活保護法の適用を受ける世帯 | 学童保育利用料金・延長保育料金の全額     |
| (2)母子(父子)家庭世帯     | 学童保育利用料金・延長保育料金の2分の1の額 |

### ②延長保育料金について(利用には延長保育利用の申し込みが必要)

お迎えが18時を過ぎた場合、延長料金が生じます。

18時～18時30分まで	1回200円
18時31分～18時45分まで	15分ごとに100円
18時46分～19時まで	15分ごとに100円

## 口座振替

利用料金の納付は、口座振替でお願いします。

口座振替の手続き方法は、南都銀行口座振替依頼書に必要事項を記入の上、入所申請書と共に各クラブへ提出してください。

当月分の学童保育利用料金を**当月10日**に振替します。  
10日が金融機関の休業日の場合は翌営業日になります。

※預金口座振替依頼書の提出状況やその他の事情によって引き落とし不能の場合は、当月分の学童保育利用料金等の明細を各クラブからお渡しいたします。現金にて納付ください。  
但し、事務手数料として1名につき100円加算します。

## 利用基準及び必要書類

学童保育所を利用できる児童は、令和4年4月1日現在、天理市在住で小学校に就学する児童(1~6年生)で、保護者が次の①~⑤のいずれかの事情に該当する場合があります。

### ①就労している

昼間に居宅外で労働していることを常態としていること。

おおむね週4日以上、1日6時間以上の勤務をしていること。

【必要書類】 (a) 就労状況証明書(勤務先で証明)

→4/1以降の就労証明書がでない場合は就労状況申立書が必要

(b) 自営業証明書(添付書類が必要)

自営業・・・就労状況証明書の中の「自営業・農業の証明」の欄の該当箇所にチェックをし、必要書類を添付する。(添付書類は、封書で提出ください。)

就労状況証明書が提出できないときは、自営(開業予定)証明書に必要書類

### ②疾病または心身に障害がある

・疾病にかかりもしくは負傷し、または精神もしくは身体に障害を有する者。

・長期入院予定の場合、その入院期間。

・長期の通院で、それに要する時間が週4日以上または月15日以上で、帰宅時間が15時以降である場合、その通院期間。

・その他長期にわたり保育ができない旨を記載した医師の診断書等が提出された場合、その記載期間。

【必要書類】 医師の診断書、障害者手帳の写し

### ③病気や心身障害者の親族等の看護・介護をしている

・長期にわたり疾病の状態にある、または精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること。

・長期入院の付添看護を必要とする場合、その看護期間。

・長期の通院で、週4日以上通院看護を必要とし、帰宅時間が15時以降である場合、その看護期間。

・その他長期にわたり、看護が必要な旨を記載した医師の診断書等が提出された場合その記載期間。

【必要書類】 医師の診断書、障害者手帳の写し

### ④妊娠中(出産前)であるかまたは出産後間がない

出産予定日の前後の長期にわたり保育が必要な場合

【必要書類】 母子手帳の写し(分娩予定日記載ページ)

### ⑤就学している(職業訓練校等における職業訓練を含む)(就学)

【必要書類】 在学証明書

→4/1以降の在学証明書でない場合は就学状況申立書が必要

※65歳未満の同居の祖父母等がおられる場合は、就労状況証明書若しくは面倒が見れない理由の申告書を提出してください。

※上記の証明には、天理市が定める学童保育利用申込用の証明用紙を使用してください。

証明用紙は、各クラブ指導員又は事務局へお尋ねください。

## 申込受付(令和4年度一斉利用申込)



### ①各学童保育所に提出の場合

《提出期限》

継続入所の場合

各学童保育所が指定する日  
月～金 12時30分～18時  
土 8時～16時

新規入所の場合

各学童保育所が指定する日  
月～金 12時30分～18時  
土 8時～16時

### ②事務局に提出の場合 ※要事前連絡 TEL 0743-63-6909

《提出期限》

継続入所の場合

各学童保育所が指定する日  
月～金 10時～18時

新規入所の場合

各学童保育所が指定する日  
月～金 10時～18時

※申込書類の不備や記入漏れがある場合、受付ができないことがありますのでご了承ください。

## 入所申請の流れ及び提出書類

### ①提出について

【提出書類】

- |                                |                          |
|--------------------------------|--------------------------|
| 1、学童保育所入所申請書                   | 1枚(兄弟姉妹入所等の場合は各児童分)      |
| 2、自宅～学童保育所地図                   | 1枚                       |
| 3、就労状況証明書                      | 1枚(同一世帯に居住の父母、祖父母等の分)    |
| 4、児童原簿                         | 1枚(兄弟姉妹入所等の場合は各児童分)      |
| 5、預金口座振替依頼書(新規のみ)              | 1枚                       |
| 6、入会申込書(新規のみ)                  | 1枚                       |
| 7、同意書                          | 1枚                       |
| 8、ホームページの写真掲載について(新規のみ)        | 1枚                       |
| 9、延長保育利用申請書                    | 1枚(就労上延長保育を利用される場合は各児童分) |
| 10、特別支援児名簿                     | 1枚(該当される場合のみ)            |
| 11、その他(必要に応じて提出していただく書類があります。) |                          |

※入所申請書、地図、就労状況証明書の順番にしてください。

(兄弟姉妹等で入所の場合は、兄弟姉妹分の入所申請書・地図・就労状況証明書の順番で、地図・就労状況証明書は1組の添付をしてください。)

### ②特別支援児名簿について

特別支援学級の児童や療育手帳・身体障害者手帳・特別児童扶養手当証書を所持している児童が対象です。

#### ○新規入所の場合

- ・児童が特別支援学級に入っている時は、特別支援児名簿に特別支援学級名を記入してください。
- ・児童が特別支援学級に入っていない時は、療育手帳・身体障害者手帳・特別児童扶養手当証書のいずれかの写し、手帳等が無い場合は、医師・児童相談所等の公的機関の意見書等の提出をお願いします。(意見書等は、封書で提出してください。)

#### ○継続入所の場合

- ・児童が特別支援学級に入っている時は、特別支援児名簿に特別支援学級名を記入してください。
- ・児童が特別支援学級に入っていない時は、特別支援児名簿の内容欄の該当する箇所にチェックを入れてください。

### ③入所申請の流れ

書類を揃えていただき、学童保育所または、事務局に一式提出してください。  
学童でチェック後、市役所に提出されます。

※保護者自ら市役所に提出していただく必要はございません。

(図) 保護者 → 学童保育所 → 市役所 児童福祉課  
又は 事務局

**★年度途中の場合は、入所希望日の前月15日までに提出をお願いします。**

※申込受付期間終了後は随時受付を行いますが、各学童保育所の定員に空きがある場合のみ利用決定させていただきます。なお、利用決定できない場合は、待機となりますので予めご了承ください。

#### 《留意事項》

- (1) 継続利用を希望される方もあらためて申込が必要です。
- (2) 利用申込の受付期間において各学童の定員を上回った場合は、低学年を優先し、家庭で保育できない状態等を考慮の上、利用決定させていただきますのでご了承ください。
- (3) 利用申込時点において利用児童が本市に住所を有していない場合でも、別紙の「転入申告書」の提出があれば申込をすることができます。ただし、利用日の前日までに本市に転入かつ居住されなかった場合は、利用できません。(利用決定を取り消させていただきます)
- (4) 児童の状態等によっては、利用決定にあたり面接等を行なわせていただく場合があります。
- (5) 学童を継続して利用希望される方で、前年(令和3年)12月分以前の利用料金が未納となっている方は利用申込書の受付を行いませんので、予めご了承ください。
- (6) 令和4年4月一斉利用申込にかかる利用決定は令和4年3月下旬頃に書面で通知します。

### 傷害保険の加入

学童保育所中の不測のけが、事故等に備えて「傷害保険」に加入します。  
年間800円(予定) 4月時に一括引き落としいたします。

※原則、学童保育所への登下所中のけが、事故等は対象となりません。  
※年度途中の加入は、各自、銀行での振り込みとなります。

### 学童保育所の利用開始日

【4月一斉利用】利用開始日 令和4年4月1日

【年度途中利用】利用開始日 利用開始希望月の1日  
※1日が日曜日、祝日の場合は、休日明け最初の日となります。



## 利用後の留意事項

### (1) 申込内容の変更について

利用申込書提出後の、諸事情により当初の申込内容に変更が生じた場合(世帯の状況・勤務先勤務内容等、各種証明内容に変更があった場合)は、その都度速やかに該当する書類を提出してください。

### (2) 就労状況証明書等の提出について

- ①「就労(就学)状況申立書」を提出した方は、4月中に、就労状況(在学)証明書等を提出していただきます。就労状況証明書等を提出されない場合は、学童保育所を利用できる基準に該当しないものとして利用を廃止させていただくこととなりますので、予めご承知ください。また、利用申込書等の記載事項と事実が異なる場合にも学童保育所の利用を廃止させていただくことがありますので、併せて、ご承知ください。
- ②年度途中においても、学童保育所を利用できる基準に該当しているか否かを確認させていただくために、就労状況証明書等を提出していただく場合があります。

### (3) 緊急連絡先の事前提出について

児童原簿を期日までに必ず提出してください。なお、緊急連絡先を変更される場合は、その変更内容を必ず指導員まで連絡してください。

※緊急連絡先は、大変重要なものでありますので、記入漏れのないようにお願いします。

### (4) 気象警報発令等による臨時閉所の対応について

- ①気象警報発令など(震度5弱以上の地震を含む)の場合(天理市)
  - ・学校が休校になったとき
  - ・学校登校後に一斉下校等になったとき
  - ・学童保育中に警報が発令されたとき(保護者にメール等により連絡の上、概ね1時間以内にお迎えに来ていただきます。)
- ②土曜日及び長期休暇中気象警報が発令された場合
  - ・7時現在、気象警報(暴風・大雨・洪水・大雪等)が「天理市」に発令された場合は、臨時閉所とします。
- ③土曜日及び長期休暇中に震度5弱以上の地震が起こった場合(前日の午後7時から当日の午前7時まで)
- ④奈良県に天災、災害、Jアラートが発信された場合
- ⑤伝染病(インフルエンザ等)の発生により学年及び学級閉鎖となった場合

・当該学年、学級に在籍する児童については、学童保育所は利用できません。  
・インフルエンザ等の感染拡大に伴い学校の判断により緊急下校になった場合学童保育所は利用できません。

### (5) 防犯・防災情報メール配信システムの利用について

防犯・防災等を迅速に伝えることを目的に、携帯電話やパソコンに電子メールで情報を提供するシステムを利用し学童保育所を利用する児童の安全等にかかる情報共有手段の一つとして活用を図っていきたいと考えていますので必ず登録をしていただきますようお願いいたします。

登録メールアドレス [anzenm@city-tenri.jp](mailto:anzenm@city-tenri.jp)



### (6) 利用児童が発熱やけが等をした場合の対応について

- ①児童が37.5℃以上の発熱がある場合  
保護者に連絡の上、原則お迎えに来ていただきます。
- ②児童が、けが等をした場合  
応急処置を行い、保護者に連絡します。  
また、児童の救済にあたり、指導員にそれ以上の責任は問わないものとします。  
※けが等の程度により救急(119番)対応を行う場合があります。  
※万が一の事故に備え、スポーツ保険に全員加入して頂きます。

(7)利用児童の通所及び帰宅方法・欠席・早退について

- 学童の送迎は、安全上の理由から保護者が原則です。何らかの事情で他の方が送迎される場合は、学童保育所に連絡をお願いします。
  - 送迎による駐車場内の事故・トラブルについては、学童及び施設管理者は責任を一切負いません。
  - 利用児童が、学童保育所を欠席・早退する場合は、下校時までには指導員に連絡してください。
- ※学校を休まれる場合は、学校、学童保育所両方に連絡してください。  
※全日保育時は9時までに連絡してください。  
※登所後学校へ忘れ物等を取りに行くことができません。お迎え時に保護者の責任の下行ってください。

(8)退所の手続き

- 保護者の方が離職等により利用基準に該当しなくなった場合、その他事由により学童保育所の利用を廃止される場合は、退所される月の15日までに利用されている学童保育所へ連絡し、「退会届」・「退所届」を学童保育所に提出してください。

(9)間食(おやつ等)の取り扱い

- 学童保育所では、開所日に利用児童に対して間食(おやつ等)を提供していますが、学童保育所を欠席される場合は、間食(おやつ等)の提供は行いませんので、予めご了承ください。
- 食物アレルギーのある児童は、申請書類を提出していただき、各自で間食(おやつ等)の用意をお願いします。(おやつ代の免除となります)

学童保育所Q&A



Q1 現在、無職でこれから仕事を探す場合に、学童保育所の利用申込はできますか？

A1 所定の書類を提出していただきますと学童保育所の利用はできます。  
入所後1ヵ月以内に就労証明書を提出してください。

Q2 祖父母が同居していても学童保育所の利用申込はできますか？

A2 祖父母が65歳未満で児童を見ることができる場合は、学童保育所に利用申込はできません。児童を見ることができない場合は、学童保育所の利用が可能ですが、「就労状況証明書」若しくは「祖父母が保育できない申告書」が必要です。  
65歳以上の場合は、申込時に祖父母についての書類は不要です。

Q3 就労状況証明書などの必要書類は、申込時に一度提出すれば退所するまで提出する必要はありませんか？

A3 就労状況証明書は、毎年出す必要があります。  
職場が変わった場合や利用資格の理由が変わった場合は、その都度必要書類(証明書等)を提出して下さい。(年度途中でも不定期で書類の提出を求める場合があります。)



Q4 仕事を辞めました。学童保育所を退所しなければなりませんか？

A4 仕事を辞めて、その他利用基準に満たない場合は、学童保育所を退所していただきます。



Q5 利用申込前に学童保育所の見学はできますか？

A5 学童保育所で行事がある場合等を除き、見学は随時可能です。ただし、事前に見学希望を学童保育所に電話で連絡してから見学に行ってください。

Q6 1ヵ月お休みしたいのですが、利用料金、おやつ代等の返金がありますか？

A6 1ヵ月学童保育所をお休みされる場合、利用料金、おやつ代等の返金はありません。数日しか登所されなかった場合でも日割り計算での返金もありません。1ヵ月の必要経費は引き落としされます。

Q7 長期休暇(夏休み等)、1ヵ月間など短期だけの利用申込はできますか？

A7 長期休暇(夏休み等)、1ヵ月間だけの利用申込はできません。



Q8 子どもに持病がありお薬を預かってもらえますか？

A8 お薬の預かりはできません。但し、発作等で医師の判断により預かる必要があると認めた場合は、医師の意見書を提出していただき預かることもできます。

※ 問い合わせ先

TEL 0743-63-6909

FAX 0743-63-6909

<http://tenri-gakudo.com>